

## 学位論文題名

FGC (ファミリーグループカンファレンス) の  
理論的検討

- ソーシャルワーク論における位置と評価をめぐって -

## 学位論文内容の要旨

子ども虐待への取り組みの歴史が長い一部の欧米・オセアニア諸国では現在、意思決定過程への当事者参画を具体化した FGC がソーシャルワーク実践過程において活用されている。一方、日本では 1990 年代に「子ども虐待の発見」がなされ、子どもの保護と強制介入の強化を目的とした法改正が着実に進行してきた。強制介入が強化されるからこそ、当事者権利を担保するシステムも要請される。日本ではこうした認識に基づいた新たなアプローチの思考の時期に到達している。

本論文では家族を「ひらく」ことを子ども虐待におけるソーシャルワーク実践の中核に位置付け、意思決定過程への当事者参画をその手段として捉え、その具体的方法として FGC を捉えた。FGC の内容や評価を通してソーシャルワーク論におけるその位置付けと日本におけるソーシャルワーク実践への示唆を明らかにすることを目的とした。

序論では本論文の目的、および研究方法について論じた。

第 1 章では現代社会における家族を「ひらく」意義、その手段としての参画型実践や FGC のソーシャルワーク実践や理論における位置付け、およびその課題を中心に論じた。子ども虐待に対しては閉ざされた家族を「ひらき」、新たなつながりに基づいた養育共同体の形成を目的としたソーシャルワーク実践が要請される。本論文では「ひらく」を「当事者が抱えるニーズや課題の対処に向け、同居家族以外の者とのかかわりの中でニーズや課題を意識化し、親が同居家族以外の者とのつながりを再生することで、子どものケアを共有する過程」と操作的に定義した。ソーシャルワークはこれまでも一貫して家族を「ひらく」ことに関与してきたが、日本における子ども虐待に対する家族を「ひらく」方法はこれまで介入的関与が主流であった。こうした関与方法を本論文ではパターンリズム・モデルと名付け、参画型実践との統合の必要性について論じた。

第 2 章では FGC を開発し 1989 年に世界で最初に導入したニュージーランドにおける FGC の基本的概念、実践過程、導入背景について論じた。導入背景については、文化的背景として①マオリ族に対する制度的人種差別とその是正、②マオリ族の文化的ストレングスの活用という視点から論じた。また、政策・思想的背景として①家族責任を強調する新自由主義による影響、②コミュニティの強化や責任を強調するコミュニタリアニズムによる影響という視点から論じた。同国では親子分離を要すると判断された場合、法律において FGC の実施が原則的に義務づけられている。FGC はそれまで看過されてきた拡大家族ネットワークの潜在的力を活用し、拡大家族や場合によっては親しい友人・近隣がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。そこでは保護者と対立傾向にあるソーシャルワーカーとは異なる専門職として、コーディネーターが配置されており、FGC の招集準備と当

日の司会進行のみに関与することとなっている。FGCのFG（ファミリーグループ）とは基本的には、同居家族、3親等に限らない親族を含む大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味する。こうした身近なインフォーマルな資源を活用することが家族を「ひらく」ことを促している。FGC過程は3つの段階に分かれている。すなわち①専門職とFGが一堂に会し情報を共有する情報共有段階（Information Sharing）、②FGのみで話し合う私的討議段階（Private Deliberation）、③再度専門職とFGが一堂に会し家族の作成した養育計画の確認を行う合意段階（Agreement）の3段階である。FGCの最大の特徴は②の過程でありFGCの中核的過程であると捉えられている。

第3章ではFGCの各国（一部の欧米・オセアニア諸国）における評価研究を中心に論じ、FGC導入によって急増した親族里親の評価とFGCとの関連性、およびFGCの構成要件について論じ、家族を「ひらく」という観点からFGCについて検討した。子どもの保護過程において子どもの文化的アイデンティティや、親族とのつながりへの配慮は児童保護機関において必要不可欠である。子どもの安全性を問う場合、子どもの心的外傷を最小限に留めるために、子どもにとってつながりのあるFGを最大限活かすことが考慮される必要がある。文化への配慮は当事者の安全を保障するだけでなく、文化的ストレングスを活かすということであり、独自の支援ネットワークや伝統を活かすということである。本章では家族を「ひらく」意義として二点指摘した。一つは当事者の意思決定過程への参画によるエンパワメントと専門職との協働関係の形成であり、もう一つは潜在化したインフォーマル資源の有効活用である。後者の潜在化したインフォーマル資源の有効活用はニーズや課題、ケアの共有を通して、子どものパーマネンシー（養育者の継続性）保障に大きく寄与する可能性を高める。また家族外関係が拡大し、同居家族以外の他者が介入することで、虐待を潜在化・深刻化・継続化させていた家族システムを変化させ、子どもにより安全な環境を提供できる可能性を高めるといえる。

第4章ではソーシャルワーク実践における多様な参画型実践のあり方とFGCの位置付けやインボランタリーな加害親へのアプローチとしてのFGCの可能性について論じた。意思決定過程への当事者関与形態を5形態に分けた。すなわちまず専門職が中心となった意思決定過程への当事者関与を考えた場合、具体的には①面接・訪問過程で当事者の意向を聴く、②専門職が中心となって構成される意思決定会議への当事者の出席が考えられ、当事者が中心となった意思決定過程を考えた場合、③当事者が中心となって構成される意思決定会議への専門職の出席、④当事者のみで話し合う過程の確保（意思決定は専門職が中心となって行う）、⑤当事者のみで話し合い意思決定を行うといったことが考えられる。これらが援助過程に応じて複合的に活用されることが考えられる。本章ではパターンリズム・モデルを「専門職主導親中心型アプローチ」、参画モデルを「FG主導子ども中心型アプローチ」と捉えた。

第5章ではFGCの評価を踏まえ、FGCがソーシャルワークに与えた影響や日本におけるソーシャルワーク実践への示唆について再検討した。FGCがソーシャルワーカー機能に与えた影響として、①当事者参画に基づいた専門職役割の再編成について指摘した。子どもの養育に関する意思決定は課題認識をもつ子どもを含むFGが行うべきであり、家族を中心としたFGが一定の情報や意思決定の権限を獲得することで、意思決定支援者としての専門職役割がより鮮明化されたといえる。また②ソーシャルワーカー役割の限定化と複数化について指摘した。FGCでは、コーディネーターとソーシャルワーカーという二種の専門職が配置されている。従来ソーシャルワーカーは調整機能を担う専門職であったが、その役割を分離させ、コーディネーターという新たな専門職にそれが委ねられている。役割の異なるソーシャルワーカーが関与するという意味で、役割分離とそれに伴うソーシャルワーカーの複数化として捉えることができる。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 青 木 紀  
副 査 教 授 間 宮 正 幸  
副 査 教 授 岩 田 美 香 (法政大学)  
副 査 教 授 横 山 登 志 子 (札幌学院大学)

## 学位論文題名

### FGC (ファミリーグループカンファレンス) の 理論的検討

— ソーシャルワーク論における位置と評価をめぐって —

子ども虐待への対応は日本でも緊急な課題である。FGC (ファミリーグループ・カンファレンス) と呼ばれる取り組みはニュージーランドで始まり、今日、世界各地で実践が試みられているプログラムである。その特徴は、多文化主義と当事者参画を中核に据え、家族を「ひらき」、家族諸資源を活用し、当事者である子ども・家族を主役にしたプログラムであることにある。それは、従来の家族への強制介入と家族からの子どもの切り離しを核とした対応とは対極にある。本論文は、このようなFGCの紹介と各国での評価研究をもとに、このプログラムが既存のソーシャルワーク論に対していかなる形で位置付き、評価されるべきものなのか、これらの検討を理論的に行ったものである。とくに現在、日本では子どもの保護と強制介入を目的とした法改正も進行し、そうであるがゆえに、当事者の参画権利も守られることを担保するシステム作りが求められていることから、本研究の持つ意義は実践的にも大きい。

序論では目的と方法について述べ、第1章では、現代社会における家族を「ひらく」ことの意義、ついで新たなつながりに基づく養育共同体の形成を目的としたソーシャルワーク実践が求められていることについて触れている。ここでは、家族を「ひらく」が「当事者が抱えるニーズや課題の対処に向け、同居家族以外の者とのかかわりの中でニーズや課題を意識化し、親が同居家族以外の者をつながり再生することで、子どものケアを共有する過程」と操作的に定義されている。ソーシャルワークにとって家族を「ひらく」ことは主題であり続けてきたが、とくに子ども虐待に関しては「介入的関与」が主流であった。こうした関与は初期段階では必要だが、パターンリズムの性格は払拭されない。したがって、その必要性を認めつつも、根本的解決に当たっては「参画型実践」との統合的対応が求められるとし、著者の基本姿勢を明確にしている。

第2章では、FGCを開発し、世界で最初に法的裏付けを持って導入されたニュージーランドにおけるFGCの基本的概念、実践過程、導入背景など、これらを自らの調査経験と文化的背景及び政策・思想的背景も含めて検討している。ここでの多面的な検討過程は、従来のソー

シャルワーク論への批判的視点が浮き彫りにされる過程でもあり、本論文の核に据えられている。すなわち、FGCが主にニュージーランド・マオリ族を対象に始まったプログラムであり、いわゆる多文化主義に基づくと同時に、ポストモダンの思想や社会構成主義、あるいは新自由主義などからも議論されていることから、それらの議論を慎重に検討しており、もっとも興味を持たれる部分である。それらを踏まえて、次に具体的な実践場面から得た知見などから、FGCのFG（ファミリーグループ）とは、同居家族、3親等にかぎらない親族を含む大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマルな関係にある人びとを意味していること、こうした身近な資源を活用することが家族を「ひらく」ことを促していると指摘している。しかしそこでは、それを担保するために、保護者と対立傾向にあるソーシャルワーカーとは異なる専門職としてコーディネーターが配置されていることも含めて、実践的には費用と時間をより多く必要とするプログラムであることも分析されている。

第3章では、各国におけるFGC評価研究の検討を中心に整理されている。その上で、各地での著者の訪問調査経験も含めて、とくに家族を「ひらく」という点で、その意義を2点にまとめている。一つは当事者の意思決定過程への参画によるエンパワメントと専門職との協働関係の形成であり、いま一つは潜在化しているインフォーマル資源の有効活用である。とくに後者は、ニーズや課題、ケアの共有を通じて、子どものパーマネンシー（養育者の継続性）保障に大きく寄与する可能性、及び同居家族以外の他者が介入することで、虐待を潜在化・深刻化・継続化させていた家族システムを変化させる可能性があることを指摘している。なお第4章では、ソーシャルワーク実践のありかたについて論じ、専門職が中心となった意思決定過程への当事者関与の形態を「専門職主導親中心型アプローチ」とし、当事者が中心となった意思決定過程を考えた形態を「FG主導子ども中心型アプローチ」としている。

第5章では、まとめとして、FGCがソーシャルワーク論に与えている影響として、当事者参画に伴う専門職役割の再編成、すなわち当事者・家族の「意思決定支援者」としての専門職役割という位置づけの鮮明化、その意味における、これまでのソーシャルワーカー役割の限定について述べている。次いで、中立的コーディネーターという専門職の配置をソーシャルワーカー（の配置）と呼ぶかどうかはなお議論の余地があるが、専門職の複数化（役割分化・分離）について強調している。かくして、FGCによって家族は従来以上に「ひらく」ことが可能となり、子どものパーマネンシーの確保も可能となることが指摘されている。また、FGCの一種ともいえる親族里親を通じた日本での可能性も示唆している。

以上、著者は、FGCを家族を「ひらく」新たな手段としてとらえながら、それをまた文化的、思想的、政策的な背景といった多面的な視点からも検討し、FGCの実践がソーシャルワーク論に対して「批判的」に持つ意味（とくに強制的な家族への介入と専門職による意思決定の関与への批判）を、ソーシャルワーク過程における当事者参画支援へのシフトとしてとらえ、しかしまた、それに伴うソーシャルワーク機能の限定は時間と費用の低下にはつながらず、複数化などを通じてむしろソーシャルワーク機能の拡大でもあると結論づけている。さらにまた、このソーシャルワークの変化のプロセスは、同時に援助過程を「ひらく」ことに通じるのではないかとまとめている。このように著者が、FGCの日本への紹介とともに、その意義をソーシャルワーク論との関わりにおいてまとめ得たことは、ソーシャルワーク研究の議論をさらに活発化させるものとして評価される。しかしながら、このテーマの重要性、緊急性、発展可能性を考慮すると、さらに具体的な実践過程の実証的分析の積み重ねが求められ、そのことによって実践への可能性もより増すとと思われる。

以上から、本審査委員会は、著者を北海道大学博士（教育学）を授与される資格があると認める。